

「継ぐ」より 「分ける」 「相続」

45歳を過ぎたら
“相続適齢期”

税理士法人タクトコンサルティング代表社員
本郷尚



『Boon-gate』のPDF作品を ご覧いただく前に…

操作について

- 作品の多くは「もくじ」のページで、進みたいページの項目を押せば、そのページまでジャンプし、また、ジャンプしたページのタイトルを押せば、目次のページに戻るよう設定しております。
- 直前に開いていたページに戻るには、画面上の「◀」ボタンで、直前に開いていたページに戻ります。

読み方いろいろ

- 通常は画面の「倍率」が100%前後になっていますが、「倍率」を150%まで高めると文字が読みやすい大きさになります。
- 通常は「見開きページ」で設定されていますが、「単一ページ」にすると読みやすく感じます。
- 読み進めるときは、「十字キー」を使用すると手軽です。
- 「サムネイル機能」を使用して読み進めると、2～3頁からとばし読みするのに便利です。
- 頁を「回転」させることが可能です。地図などを拡大して見るときに便利です。

http://www.bungeisha.com/PDF_is/05-top1.html でPDF作品についての説明を致しております。ご参照ください。

「継ぐ」より 「分ける」 「相続」

45歳を過ぎたら
“相続適齢期”

税理士法人タクトコンサルティング代表社員
本郷 尚



文芸社

はじめに

相続で最も大事なことは「多少の不满があつても、円満を装つて上手に財産分けをすること」です。

長男家督相続時代に育つた親世代は、家屋敷や事業を子に受け継がせようと考へますが、現実の相続は違います。財産を「引き継ぐこと」から「分けること」になっているのです。

その理由は二つあります。

第一に、民法や税法によって財産は強制的に分割されます。民法は兄弟均等に分けることを定め、税法は相続税という形で国の取り分を定めています。

第二に、家督相続時代に育つた親に対して、子世代は財産を守り子孫に残すという意識は希薄です。ひたすらに働き続けた親世代を「アリ世代」とするならば、子世代は遊ぶ楽しみも知っている「アリギリス世代」。資産を守るために生きるつ

もりはありません。子にも残さず、頼らず、生きていこうと考える世代です。

今はまさに世代交代の真つ最中。アリギリス世代が日本の相続を変えていくでしょう。

「いかに上手に分けてわかれるか」という観点で相続を見直せば、やるべきことがクリアになります。「分けてわかれる」の「わかれる」は、亡くなった親や夫との決別、悲しみとの決別、過去との決別、家からの解放を指します。相続を機に、自立して人生の再スタートを切るのです。

人生は何度でもやり直せます。

特に、女性にとって相続は人生の転機です。夫、両親を失い、ときには兄弟ともしっくりいなくなつて、身も心もボロボロになることもあるでしょう。

しかし、親から相続した財産を活かして、人生後半をリセットしていただきたいのです。同じお金でも、不足や不満を嘆いて受け取れば「死に金」に、感謝の気持ちでもらえば「生き金」になります。

45歳を過ぎたら相続の「適齢期」です。次から次へと相続に直面します。今から心の準備、資産の整理を始めてください。

今まさに相続の真つ最中という方や、すでに相続を体験した方にもご一読いただき、次の相続に役立てていただければ幸いです。そう、相続は一生に6回も経験するのですから。

本郷 尚

45歳を過ぎたら相続適齢期

……目次……

はじめに

3

「うちに限って」はない！

21

相続は一生に6回も体験する

22

女は「4つの顔」で相続する

23

男の「4つの顔」はどんな顔

24

45歳を過ぎたら「相続の適齢期」

25

人生後半は相続と法要の連続

26

親は死をもって子に人生を語る

28

悲しみを超えて……

29

遠い親戚より、近くの友人

30

相続は人生をリセットするチャンス

31

第2章

介護から始まる相続対策

介護した人に報いる

介護は相続争いの引き金

介護しない人は口を挟まない

ストップ！「売り言葉に買い言葉」

ある母親の遺言書から

介護費用は詳細に記録する

介護費用を監査する？

介護用の預金口座をつくる

意思能力がなければ、後見人制度を使う

本人が亡くなると預金は引き出せない

亡くなる前に預金を引き出せばわからない？

第3章

遺言書は「水戸黄門の印籠」

口で言うより遺言書に書き残す

- 遺言書は、家族への最後の手紙
「全財産を妻に譲る」は有効か
母の相続に遺言書は不可欠
子どもがいない夫婦は早めに遺言書を
離婚、再婚者は事前の相続対策が欠かせない
非嫡出子問題、自分で蒔いた種は？
遺留分を残せば「しこり」が残らない
遺言書は簡単に作成できる
遺言執行人は専門家がよい
お墓を守る人を決めておく
遺言書があれば分割協議は不要
“完璧な”遺言書はありえない
自分の名前が書けなくても大丈夫
意思能力があつたかどうか
自筆遺言書は裁判所の検認を受ける
遺言書は何度でも書き直しができる
状況が変わったら書き換える
- 77
76
75
74
73
71
68
66
65
64
62
60
57
56
55
54
52

第4章

奪い合う「損」、分かち合う「得(徳)」

遺言書があっても分割協議はできる	78
公証人の費用を値切ったAさん	79
ネコの首に鈴を付ける役は？	81
うらみつらみは書かない	82
ダイヤモンドの行く先は？	83
遺言書の内容を知らせるかどうか	84
不満があっても円満を装う	89
賢者は「ああ言われても、こう言わない」	90
奪い合うより分かち合う	92
子どもたちは親の後ろ姿を見ている	93
電話での言い争いは避ける	94
深夜のメールに要注意	94
「事実」と「思い込み」を見極める	95
相続は「感情」と「勘定」が入り乱れる	96

嫁と婿は口と顔を出さない	97
親戚の口出しは余計なお世話	98
弁護士は登場させない	99
税理士はとりまとめるのが仕事	100
会議は報告、連絡、確認の場	102
第三者を通じて個別に話し合う	103
第三者には中立な専門家を選ぶ	103
勝ち負けより交渉の早期成立を	104
大局に立って小局は捨てる	105
やっぱり差額1000万円は大金？	106
「厳密に均等」はありえない	107
話し合いや手続きはどんどん進める	109
お金には色がついている	110
相談相手の探し方・選び方	112
まずは友人知人に尋ねる	113
何人かの専門家に会ってみる	114

第5章

安易な共有はトラブルを招く

..... 117

生前に分割できる財産にする

..... 119

共有は問題の先送り

..... 120

日本は財産を承継できない国

..... 121

共有者の分割請求権は正当か

..... 122

共有を解消して単独所有に

..... 125

共有のまま売却して分割・納税

..... 126

(事例1) ビルを売却して相続に備える

..... 127

男は老いて妻に従う

..... 128

相続税より地震が怖かった

..... 129

(事例2) 創業80年の会社をM&A

..... 130

(事例3) 広い自宅を処分する

..... 132

第6章

“相続税”対策の落とし穴

..... 135

これが相続対策の3大原則だ

..... 137

事前の財産整理でトラブルを防ぐ

- 3大原則が守れないのはなぜ？ 138
- 「相続対策」が「相続税対策」にすり替わるわけ 139
- 相続対策アパートは出口（売却先）が少ない 141
- アパートの売却価格は賃料次第 142
- 500万円の投資で3000万円高く売れる 143
- 大掃除の要領で財産を整理する 149
- 不良資産を処分してシェイプアップ 150
- 不良資産にも税金がかかっている 151
- 借入金は早期に返済する 152
- 大きな借入金はこうして返済 153
- 相続人以外にも大物相続人がいる 155
- 貸付金、保証人、担保提供は早期に決着を 156
- 資産のリストラは早いほど有利 157
- アパートの借入金を土地売却で返済 158

ほしい財産ベスト3とワースト3	159
資産の処分には他人の一押し	160
「親の心、子知らず」、「子の心、親知らず」	161
借金のほうが多ければ相続放棄	162
税制上不利な資産はさっさと処分	163
別荘や古アパートも相続人泣かせ	165
投資用アパートの売買市場はある	166
不良貸付金は生前に処理する	168
A社は優良、B社は大赤字、相殺できる？	169
保証人になった会社が破綻寸前だったら？	170
未上場会社の株式は経営者が買い取る	171
未上場株式の適正な価格とは？	172
未上場会社の株式は相続直後に売る	173
資産保有の株式会社を解体する	174
税制上、有利な資産に組み替える	175
有利な資産1——都心の自宅	176
有利な資産2——好立地の高層マンション	177

相続税の仕組みを頭に入れる

.....181

もう一人の相続人登場！

183

資産総額1億円を超えたら相続税

185

相続税の目安を知っておく

186

タイムスケジュールを頭に入れる

188

プロは6ヵ月で決着をつける

189

タイムオーバーは大損を招く

190

1. 配偶者の非課税規定が使えない

191

2. 居住用財産の評価減が使えない

191

3. 納税資金がつかれない

193

なぜ「相続税の申告のお尋ね」が届くのか

194

相続税申告予定者リストに載る人は？

195

税務調査が入ったら

税務署はこんなケースをマークする！	199
税務調査は申告日の翌秋が多い	200
配偶者や子の財産も調査対象	201
税務調査に嘘は禁物	202
調査官が配偶者の職歴を聞く本当の理由	203
「昔から自分の名義だから」は通用しない	204
子ども名義の株式も要注意	205
無記名債券なら所有者はわからない？	206
非上場会社では家族名義の株式をマーク	207
株主名簿を提出、配当金の申告をしても……	209
調査目的は「隠し財産」の手がかり探し	210
見せたくない場所はきっぱり断る	211
貸し金庫はすべて調査される	213
税務調査のリハーサルをする	214
悩みは率直に税理士に相談する	216

相続は人生をリセットするチャンス

生前引き出された預金の行方は？
 219

相続調査の後、どんなことが起こるのか
 217

相続は女性を「家」から解放する
 223

男は見栄、女は本音で考える
 224

女は度胸、「分けて別れます！」
 225

バックミラーはもう見ない
 227

サイドミラーも気にしない
 228

不義理のすすめ
 229

ダブル相続で羽ばたく「新・中高年」
 230

“アリギリス” 世代が相続を変える
 231

“アリギリス” 世代は上手にお金を使う
 232

レストランの支払いは誰がする？
 234

いつでもお買い物は割引？
 235

使って消費税5%、残して相続税50%
 236

「受け継いで守る」から、「分けて別れて自立する」へ

………243

相続税より贈与税のほうが「お得」

237

「生き金」と「行き金」

239

「喪中につき、ハワイ」

240

さあ、後半の人生のスタートです

241

法制度や価値観の違いを見据えた対策を

247

「アリ」世代と「アグリリス」世代の食の違い

250

不満を抑えて円満を装う賢さを持つ

252

人生後半は相続の連続。45歳を過ぎたら心の準備を

254

早期に決着をつけ、人生をリセットする

255

親の介護に「争族」の火種が隠されている

258

現場、現実の声を届けます

260

本文イラスト
工藤六助

第 **1** 章

45歳を過ぎたら相続適齢期

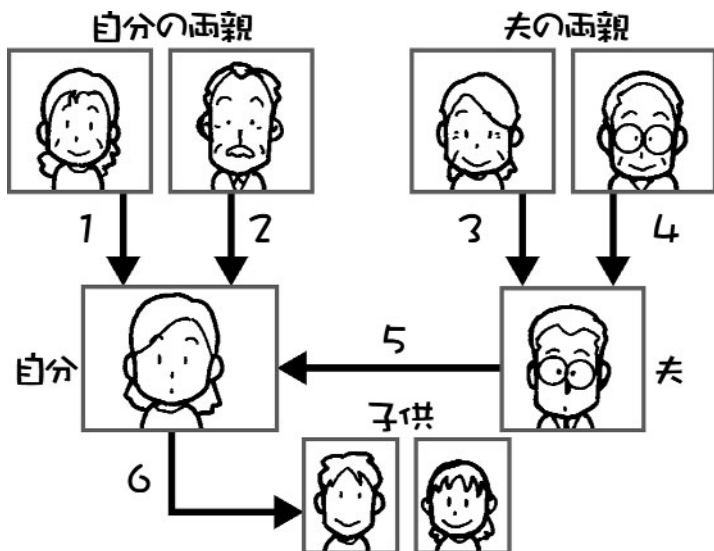
「うちに限って」はない！

「相続争いなんて資産家の問題でしょ。うちには財産なんてほとんどないから関係ないよ。仲のいい家族だし、うちに限って相続争いなんか起こらないさ」

……そう、誰も、自分の死後に相続争いが起こるなんて思ってもいません。でも現実は違います。

親のいない子はいません。財産の多い少ないはあっても、誰もが必ず相続を経験します。財産が多ければ問題が大きくなり、少なければ問題ないかというところまで違ってきます。

親（夫）が元気でしっかりしている間は何の問題もないでしょう。しかし、いざ相続が起きれば、中心人物である親（夫）がいなくなるのです。大黒柱が倒れてしまったのです。心の準備・法律的な準備がないと、帆柱が折れた船のように行き先を見失い、大混乱が起こることは必至です。



相続は複雑で悩み多い人生最大の
問題なのです。本人はもちろん、
家族の人生を決めてしまいます。

相続は一生に6回も体験
する

「相続は一生に1回」と思っている
人が多いようです。しかし、そ
れは違います。一般的に言えば、
男性で5回、女性は6回も相続を
経験します。

「本当ですか？ 人間は1回しか
死にませんよ」

確かに、相続させるのは1回ですが、相続を受ける側は何度も経験します。

夫婦の単位で考えてみましょう。

妻の立場でみると、まずは自分の両親、そして夫の両親、さらにはご主人、そして最後に自分自身の相続。こうして、一生の間に6回も相続を経験することになるのです。

女は「4つの顔」で相続する

「自分の親の相続はわかるけど、夫の両親の相続に対して、妻は相続権がないから変じゃありませんか」

鋭いですね。確かに法律的にはそうです。しかし、現実には、妻（嫁）の立場は微妙で、かつ重要なのです。長男の嫁を考えてみてください。夫の両親の介護から葬儀、法要まで、一番深く長く関わるのはお嫁さんです。

女性にとって、相続はその後の人生を左右する重大事です。しかも、いろいろ

な立場で関わります。実家の両親に対しては娘であり、夫の両親に対しては嫁であり、夫に対しては妻であり、自分の子どもに対しては母として……。母は相続をさせる立場です。娘、嫁、妻、母、4つの顔で相続を経験するのです。

相続は、女性の人生の後半を左右する出来事です（詳しくは『女の相続』本郷尚・著、文芸社刊を参照ください）。

男の「4つの顔」はどんな顔

男にも当然4つの顔があります。息子、婿、夫、そして父としての顔です。

実家に対しては、息子（長男または次男、三男など）です。

妻の両親に対しても、婿として当然のことをします。

まさか、「仕事が忙しいから、遠いから、時間と暇がない」等々の社会的な言い訳で、親に接するようでは……話になりません。

仕事は家族より大切なものなのですか？ 婿としてもやるべきことをしなければ

ばなりません。特に、「マスオさん」でなくても、妻への協力と両親への思いは、夫として、男としての強さと優しさが端的に表れます。

夫としては、妻へ最後の手紙として、遺言書を書きます。さらには、子に対して、親の意思をはっきり伝えておきます。

相続は男にとって、家族への愛情をはっきりとした意思と姿勢をもって示すものです。相続は「お家の一大事」なのです。大黒柱はしっかりしてください。

45歳を過ぎたら「相続の適齢期」

男性の平均寿命は78歳、女性は85歳と言われています。相続する子どもの立場で考えると、45歳を越えると相続問題にぶつかります。若いときの人生最大の問題が結婚であるのに対して、後半の人生は相続問題が最重要課題となります。

45歳を過ぎると、結婚式よりお葬式に出席することが圧倒的に多くなります。親の健康も気になり始めます。

相続問題は親（夫）が亡くなってから起きるものではありません。法律的には亡くなってから相続権が発生しますが、現実には親（夫）の身体が不自由になり、介護が始まるころから、心の片隅に相続を意識し始めるのです。

介護するときには、夫を、親を思い、懸命に尽くします。しかし、親の介護の間にも相続の問題は起ります。義父、義母、そして実家の父と母と、ときには同時進行で起きることもあります。

45歳を越えたら、相続に対する心の準備、頭の準備が必要です。

人生後半は相続と法要の連続

人生後半のメインイベントは相続と法要です。親の介護に始まり、お葬式、そしてケタ違いに大きな財産問題というものに直面します。その後、一周忌、三回忌、七回忌、さらに十三回忌……と続きます。父、母、義父、義母と、それこそ毎年のようにやってきます。もちろん毎年、お彼岸のお墓参りも……。



親戚のお付き合いで、それぞれの法要に出席します。親戚同士が会うときはいつも黒い服となります。

「相続」は、読んで字の通り、ずっとずっと続くのです。兄弟、甥^{おい}姪^{めい}、親戚関係は、本人が好むと好まざるとに関係なく続くもの。だからこそ、相続問題を何とか円満に解決しておくことが重要になります。

途中省略

本編はダウンロード時間短縮のため省略版でお届けしています。
途中省略なしの完全版をご希望の方は製品版をご「購読」ください。

著者プロフィール

本郷 尚 (ほんごう たかし)

税理士

昭和22年 横浜市生まれ。

昭和48年 税理士登録。

昭和50年 本郷会計事務所開業、現在税理士法人タクトコンサルティング代表社員。著書に『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』（共著、ぎょうせい刊）、『中小企業のための会社分割の実務と手続き一切』（共著、日本実業出版社刊）、『生前相続 発想を変えれば人生が変わる』『女の相続』（文芸社刊）など多数。



税理士法人タクトコンサルティング

〒100-6216 東京都千代田区丸の内1-11-1 PCP丸の内16F

TEL 03-5208-5400 (代) FAX 03-5208-5490

URL=<http://www.tactnet.com> E-mail info@tactnet.com

【業務内容】

資産活用、組替え、相続対策、事業承継対策、物納、企業の合併・分割など、個人・法人の資産全般に関する相談及び実行業務を中心として、個々の税理士、公認会計士の専門性を生かした独自のスタイルを尊重しつつ、会計・税務のプロ集団として出版事業や情報提供にも力を入れている。

「継ぐ」より「分ける」相続 45歳を過ぎたら“相続適齢期”

2006年3月31日 電子出版発行

著 者 本郷 尚

発 行 者 瓜谷 綱延

発 行 所 株式会社文芸社

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-10-1

電話 03-5369-3060 (編集)

03-5369-2299 (販売)

<http://www.boon-gate.com>

© Takashi Hongo 2006 Corded in Japan

ISBN4-286-00940-8

(文芸社発行の通常書籍(紙の本)については、全国書店でお尋ねいただくか、「文芸社ON-LINE」サイト、<http://www.bungeisha.co.jp> を御参照ください。)